令 和　 8年 度

# 設計書（公示用）

業務名：　令和８年度 滑動崩落対策施設 暗渠排水施設点検・カメラ調査及び
清掃業務（里塚地区ほか１地区）

令和　 8年　 8月　　単価適用

都市局　市街地整備部　開発指導課

# 位　置　図

（里塚地区）

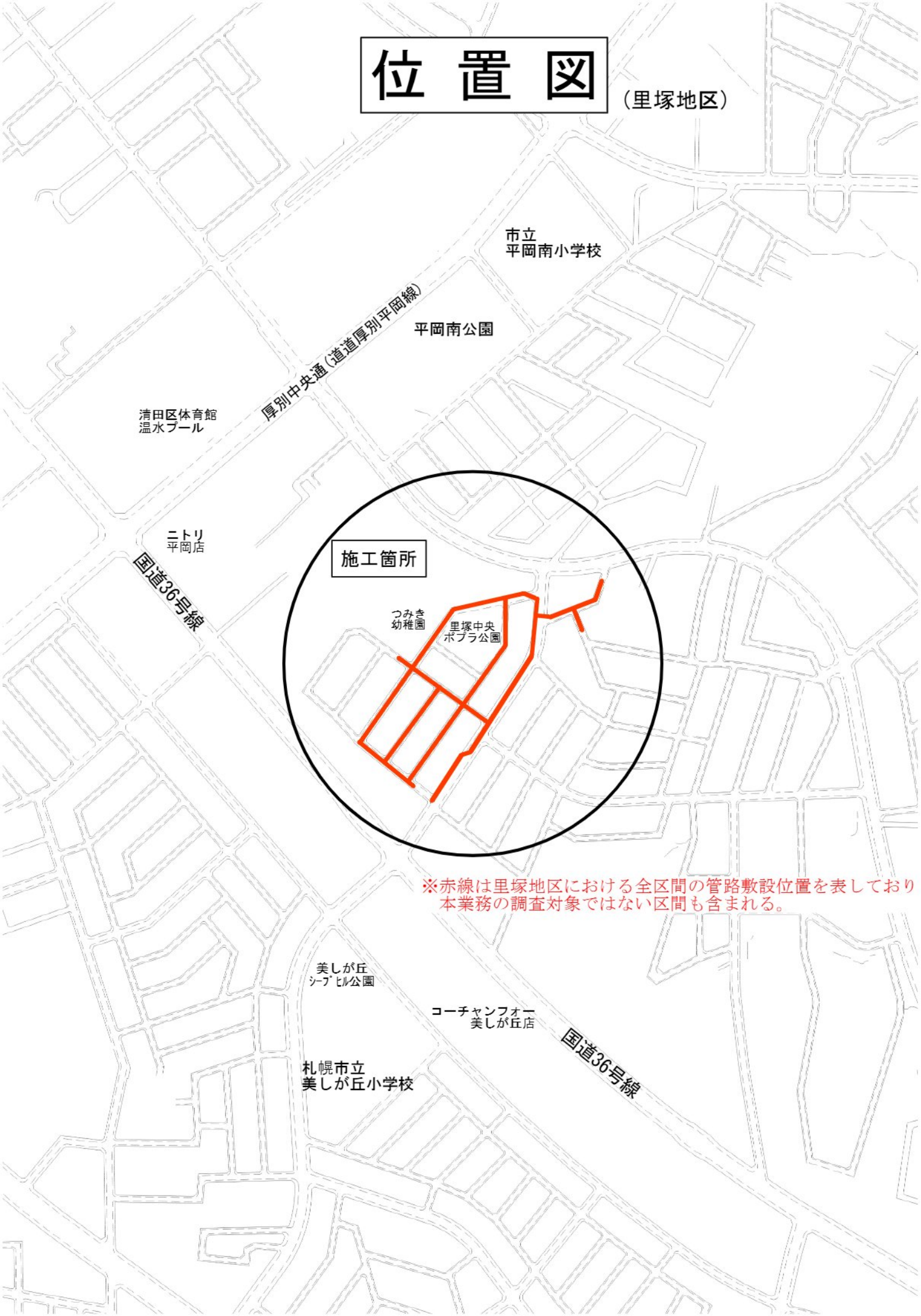
市立
平岡南小学校
平岡南公園
厚別中央通（道道厚別平岡線）
清田区体育館
温水プール
ニトリ
平岡店
国道36号線
施工箇所
つみき
幼稚園
里塚中央
ポプラ公園
※赤線は里塚地区における全区間の管路敷設位置を表しており
本業務の調査対象ではない区間も含まれる。
美しが丘
ｼｰﾌﾞﾋﾙ公園
コーチャンフォー
美しが丘店
国道36号線
札幌市立
美しが丘小学校

# 位　置　図

（美しが丘地区）

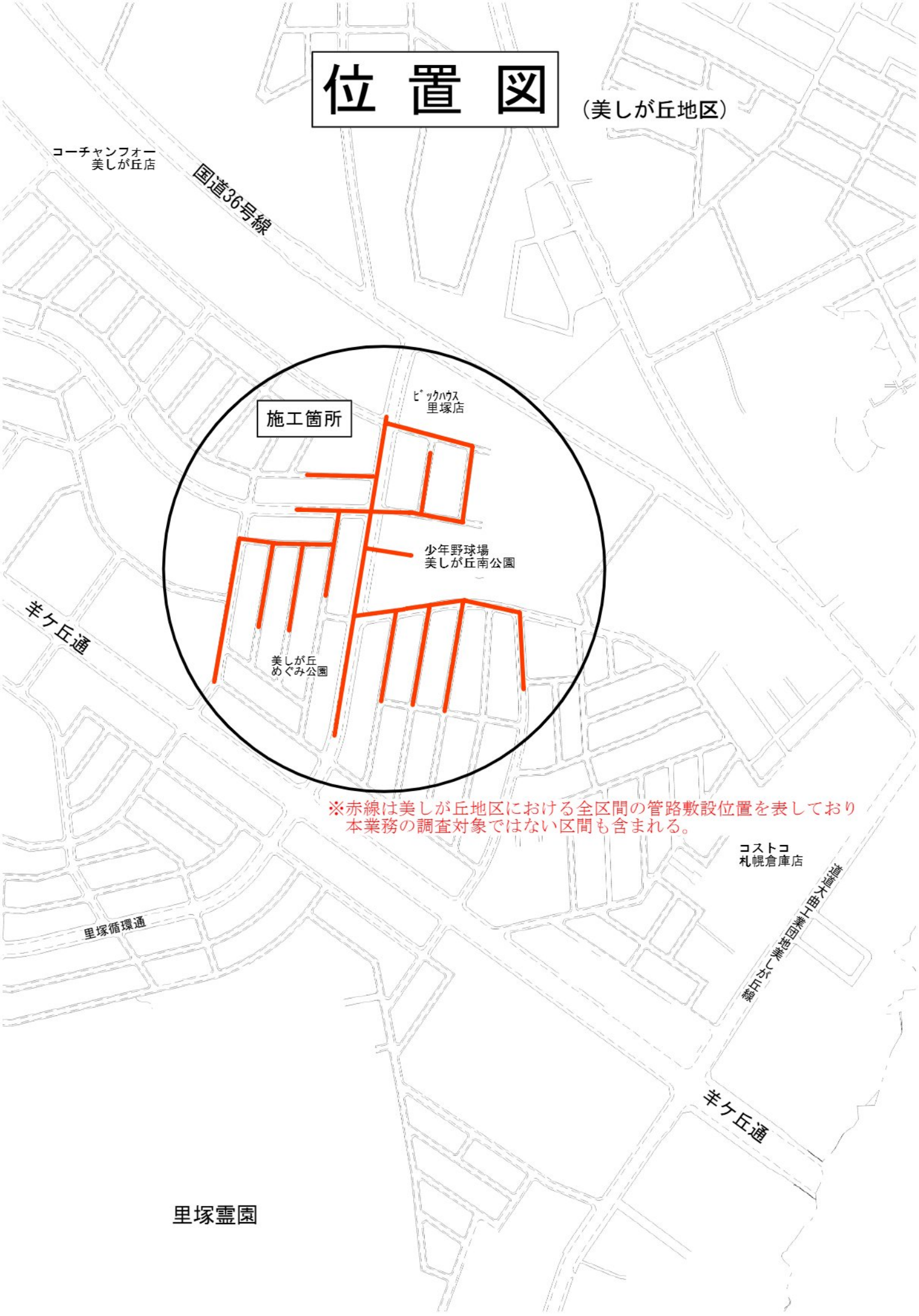
コーチャンフォー
美しが丘店
国道36号線
施工箇所
ﾋﾞｯｸﾊｳｽ
里塚店
少年野球場
美しが丘南公園
美しが丘
めぐみ公園
羊ケ丘通
※赤線は美しが丘地区における全区間の管路敷設位置を表しており
本業務の調査対象ではない区間も含まれる。
コストコ
札幌倉庫店
国道36号線
里塚循環通
羊ケ丘通
里塚霊園

# 業務説明書

１．業務の概要
暗渠排水管調査工：一式　管路清掃工：一式　交通管理工：一式

２．履行場所　札幌市清田区里塚１条１丁目ほか

３．履行期間　契約書に示す着手の日から令和 9年 1月18日までとする。

４．図面　別添のとおり。

５．仕様書　大規模盛土滑動崩落対策施設維持管理マニュアル、下水道管路保全業務仕様書【本管調査編】及び下水道管路維持管理業務仕様書、その他関連資料、特記仕様書による。

６．特記仕様書　別添のとおり。

# 特　記　仕　様　書

【令和８年度 滑動崩落対策施設 暗渠排水施設点検・カメラ調査及び清掃業務（里塚地区ほか1地区）】

1. 目的

本業務は、滑動崩落対策施設として整備された暗渠排水施設の機能維持を図るため、管内のテレビカメラ調査および施設点検を行い、その結果に基づく暗渠排水管の清掃を一体的に実施することを目的とする。

2. 履行期間

契約日から令和９年１月18日までとする。

3. 業務場所及び調査範囲

札幌市清田区里塚１条１丁目周辺ほか（別紙：位置図、平面図のとおり）

4. 業務内容

〇テレビカメラ調査

・管内調査は過年度調査方向からを基準とし、十分注意しながら鮮明な画像で撮影（カラー）し、ハードディスク等に録画し、成果として提出すること。また10m間隔で測点を配置し管内の全体状況及び側視状況を記録することとする。また、測点がMPDパイプの継ぎ手部等にあたる場合は、網目状部を確認するため前後にずらし確認すること。また、異常(管の汚れ・破損等)を確認した箇所については別途報告書を作成すること。

・清掃箇所を選定するため、カメラ調査完了後速やかに調査結果のとりまとめを行い報告すること。

〇暗渠管清掃

・カメラ調査の結果に基づき、発注者と協議のうえ確定した区間の清掃を実施すること。なお、当初の設計から清掃区間（数量）に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

・高圧洗浄車による下流側マンホールから上流に向かって高圧ホースを挿入し、高圧洗浄車より加圧された洗浄水を高圧ホース先端に取り付けたノズルから噴射させ、鉄バクテリアを除去するものとする。

・管種（MPDパイプ、高密度ポリエチレン有孔管等）や汚れの状況に応じて、適切な洗浄ノズル（回転ノズル、十穴ノズル等）を選定して使用すること。なお、MPDﾊﾟｲﾌﾟ(立体網目状集排水管)の区間においては、網目状内まで洗浄する必要があるため、２次洗浄を基本とする。

・汚泥等の堆積物が流された際は吸引車にて吸引することを基本とするが、下流側で詰まる懸念がない場合は、そのまま下流へ流下させる方法でも可とする。なお、鉄バクテリア生成物の多い箇所は、鉄バクテリアの活動により酸素が薄いことがあるため作業にあたっては十分に注意すること。

・清掃前、清掃中（1次洗浄・2次洗浄等）、清掃後の状況写真を撮影し、業務報告書にまとめること。

〇マンホール点検工

・マンホール内や周辺路面、鉄蓋、管口を目視にて点検し報告書を作成すること。

〇交通誘導警備員

・調査にあたっては、交通誘導警備員3名以上配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう、十分に注意して実施するものとする。なお、現地の状況、その他関係機関等との協議により、数量の増減が生じた場合

は設計変更の対象とする。

5. 成果品の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用ガイドライン（案）［土木業務編］（以下、「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

成果品は「電子納品ガイドライン」に基づいて再生した電子データを電子媒体で提出する。「電子納品ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「電子納品ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品ガイドライン」に基づいて行うものとする。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

（１）成果品

・報告書（紙資料）：１部

・報告書電子データ：２部

（２）提出場所：札幌市 都市局 市街地整備部 開発指導課

6. その他

・受託者の不注意によって生じた費用及び第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において負担すること。

・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任し作業にあたること。

・予定価格の算出にあたり共通仮設費・現場管理費の率計算は、下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－(公益社団法人 日本下水道協会)第１編第２章４の「管路施設清掃工、巡視・点検工、調査工」の考え方に基づき行っている。ただし、共通仮設費、現場管理費の変数値A,bについては、令和７年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）の変数値を用いている。

—以上—

# 個人情報の取扱いに関する特記事項

## （工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

４　受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受注者（受託者）は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第５条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第６条　受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

２　受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約（再委託）先の名称
(2) 下請契約（再委託）する理由
(3) 下請契約（再委託）して処理する内容
(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

３　発注者（委託者）が第１項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　発注者（委託者）が第１項及び第２項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第８条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3) 従業者の監督を行うこと。
(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第９条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１０条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）
第１１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
２　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者（受託者）は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１２条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１３条　発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

２　発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１４条　受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１５条　発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１６条　受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式１－１】

# 個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

## （工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

年　　月　　日

（会社名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事等名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

（総括保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□基本方針等に記載がある（該当する場合は□欄にチェック）

３　従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

□　従事者名簿

| 所　属 | 役　職 | 氏　名 | 秘密保持誓約 |
|---|---|---|---|
| | | | □誓約書を徴した |
| | | | □誓約書を徴した |
| | | | □誓約書を徴した |
| | | | □誓約書を徴した |

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記３(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記３(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。

4　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施錠装置　□　有り　□　無し

その他（　　）

5　セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

□　取り扱うことができる従業者を定めている。

□　セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

□　施錠できる耐火金庫等に保管している。

□　電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。

□　その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7　情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

□　情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。

□　複数人で持ち運ぶこととしている。

□　その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【様式３－１】

# 個人情報取扱安全管理措置評価書

## （途中から個人情報の取扱いをする工事等用）

1　評価対象に関する事項

(1) 会社名：

(2) 工事等名：

(3) 従業者数（※）：

※　個人情報の取扱いに従事する従業者数（提出名簿から）

2　令和＿＿年度個人情報取扱安全管理措置に対する評価

(1) 評価：

(2) 評価に至った理由

（　　）

3　各項目について

| |
|---|
| (1) 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定 |
| （確認事項） |
| (2) 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置 |
| （確認事項） |
| (3) 従業者の指定及び監督 |
| （確認事項） |
| (4) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 |
| （確認事項） |
| (5) セキュリティ強化のための管理策 |
| （確認事項） |
| (6) 事件・事故における報告連絡体制 |
| （確認事項） |
| (7) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制 |
| （確認事項） |

【様式５】

# 個人情報取扱状況報告書

## （工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

年　　月　　日

札幌市長　　様

住　所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

| |
|---|
| 受託業務名 |
| 受託期間 |
| 対象期間 |
| 安全管理対策の実施状況 |
| １　当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。<br>(1) 従業者の指定及び監督（変更なし・変更あり）<br><br>(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）<br><br>(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）<br><br>(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり）<br>○（発生した場合）事件・事故の状況：<br><br>(5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり）<br>○（実績ある場合）概要：<br><br>(6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）からの変更（なし・あり）<br><br>２　その他特記事項等 |

●令和８年度 滑動崩落対策施設 暗渠排水施設点検・カメラ調査及び清掃業務（里塚地区ほか１地区）　数量一覧表

| 項目・工種・種別 | 里塚 | 美しが丘 | 合計 | 単位 |
|---|---|---|---|---|
| 暗渠排水管調査工 | | | | |
| マンホール点検工 | 11 | 25 | 36 | 箇所 |
| 報告書作成（マンホール点検工） | 11 | 25 | 36 | 箇所 |
| テレビカメラ調査工 | 559 | 1,177 | 1,736 | m |
| 報告書作成（テレビカメラ調査工） | 559 | 1,177 | 1,736 | m |
| 取付管カメラ調査工 | 1 | 4 | 5 | 箇所 |
| 報告書作成（取付管カメラ調査工） | 1 | 4 | 5 | 箇所 |
| 暗渠排水管清掃工 | | | | |
| 清掃路線延長 | 180 | 589 | 769 | m |
| 交通管理工 | | | | |
| 交通誘導警備員 | 9 | 18 | 27 | 人日 |

里塚地区

| 区間 | | | 発注路線番号 | 勾配 | 管種・孔径 | | | 延長 | カメラ調査実施年度 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 高密度ポリエチレン有孔管 | 塩化ビニル管(有孔管)(VU) | 高密度ポリエチレン無孔管 | | (R8)カメラ | (R8)清掃 | |
| | | | | | φ200 | φ400 | φ200 | | | | |
| ① | ～ | ⑭ | 路線８ | → 0.02 | 109.01 | - | - | 109.01 | | | |
| ⑭ | ～ | ⑮ | 路線２０ | → 0.02 | - | 76.93 | - | 76.93 | | | |
| ⑮ | ～ | ⑯ | 路線２１ | → 0.03 | 38.15 | - | - | 38.15 | | | |
| ⑯ | ～ | ⑰ | 路線２２ | → 0.02 | 27.03 | - | - | 27.03 | | | |
| ⑰ | ～ | ⑱ | 路線２３ | → 0.02 | 22.24 | - | - | 22.24 | | | |
| ⑱ | ～ | ⑨ | 路線２４ | → 0.00 | 16.10 | - | - | 16.10 | ○ | | |
| ⓐ | ～ | ② | 路線３ | → -0.04 | 5.47 | - | - | 5.47 | | | |
| ② | ～ | ③ | 路線２ | → -0.01 | - | 33.97 | - | 33.97 | | | |
| ③ | ～ | ④ | 路線１ | → -0.01 | - | 39.32 | - | 39.32 | | | |
| ④ | ～ | ⑤ | 路線５ | → 0.01 | 106.20 | - | - | 106.20 | ○ | ○ | |
| ⑤ | ～ | ⑥ | 路線１３ | → 0.03 | 35.91 | - | - | 35.91 | ○ | | |
| ⑥ | ～ | ⑦ | 路線１４ | → 0.02 | 48.61 | - | - | 48.61 | ○ | | |
| ⑦ | ～ | ⑧ | 路線１５ | → 0.02 | 63.91 | - | - | 63.91 | ○ | | |
| ⑧ | ～ | ⑨ | 路線２５ | → 0.02 | 23.98 | - | - | 23.98 | ○ | | |
| ⑨ | ～ | ⓔ | - | → 0.04 | - | - | 3.00 | 3.00 | ○ | | 取付管カメラ調査実施 |
| ② | ～ | ㉔ | 路線４ | ← 0.00 | 12.28 | - | - | 12.28 | | | |
| ㉕ | ～ | ⑪ | 路線７ | → 0.01 | 87.08 | - | - | 87.08 | | | |
| ⑪ | ～ | ⑫ | 路線１７ | → 0.03 | 38.50 | - | - | 38.50 | ○ | | |
| ⑫ | ～ | ⑬ | 路線１８ | → 0.04 | 44.53 | - | - | 44.53 | ○ | | |
| ⑬ | ～ | ⑧ | 路線１９ | → 0.01 | 57.94 | - | - | 57.94 | ○ | | |
| ③ | ～ | ⑩ | 路線６ | → 0.01 | 109.10 | - | - | 109.10 | | | |
| ⑫ | ～ | ⑥ | 路線１６ | → 0.00 | 73.58 | - | - | 73.58 | ○ | ○ | |
| ⑭ | ～ | ⑪ | 路線１２ | → 0.01 | 37.18 | - | - | 37.18 | ○ | | |
| ⑪ | ～ | ⑩ | 路線１１ | → 0.00 | 34.61 | - | - | 34.61 | | | |
| ⑩ | ～ | ⑤ | 路線１０ | → 0.00 | 38.59 | - | - | 38.59 | | | |
| ⑤ | ～ | ⓑ | 路線９ | ← 0.02 | 9.42 | - | - | 9.42 | ○ | | |
| ⑤ | ～ | ⓒ | - | ← 0.04 | - | - | 4.00 | 4.00 | | | |
| ⑰ | ～ | ⑲ | 路線２６ | → 0.06 | 17.19 | - | - | 17.19 | | | |
| ⑲ | ～ | ⑳ | 路線２７ | → 0.08 | 25.53 | - | - | 25.53 | | | |
| ⑳ | ～ | ㉑ | 路線２９ | → 0.07 | 28.93 | - | - | 28.93 | | | |
| ㉑ | ～ | ㉒ | 路線３０ | → 0.00 | 24.04 | - | - | 24.04 | | | |
| ㉒ | ～ | ⓕ | - | → 0.01 | - | - | 7.01 | 7.01 | | | |
| ⑳ | ～ | ㉓ | 路線２８ | → 0.05 | 27.70 | - | - | 27.70 | | | |
| 合計 | | | | | 1162.81 | 150.22 | 14.01 | 1327.04 | 558.86 | 179.78 | |
| カメラ調査実施延長 | | | | | 558.86 | | 清掃実施延長 | | 179.78 | | |

美しが丘地区

| 区間 | | | 発注路線番号 | 勾配 | 管種・孔径 | | | | | 延長 | 清掃延長<br>※MPDパイプは２回実施 | カメラ・清掃実施年度 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 高密度ポリエチレン有孔管 | MPDパイプ(有孔管)(立体網目状素掛水管) | 塩ビ管(側孔管) | 塩ビ管(側孔管) | ロジオドレーン | | | (R8)カメラ | (R8)清掃 | |
| | | | | | φ200 | φ200 | φ200 | φ150 | φ50 | | | | | |
| ⑱ | ～ | ⑲ | 路線20-2 | →<br>27.30m | 45.50m | - | - | - | - | 45.50m | 45.50m | ○ | | |
| ⑲ | ～ | ㉑ | 路線25 | →<br>1.00m | 40.29m | - | - | - | - | 40.29m | 40.29m | ○ | | |
| ㉑ | ～ | ㉘ | 路線27 | →<br>1.00m | 66.83m | - | - | - | - | 66.83m | 66.83m | ○ | | |
| ㉒ | ～ | ㉔ | 路線29-1 | →<br>1.00m | - | - | 4.20m | - | - | 4.20m | 4.20m | ○ | | |
| ㉔ | ～ | ㉛ | 路線29-2 | →<br>1.00m | - | - | 6.10m | - | - | 6.10m | 6.10m | ○ | | |
| ⑭ | ～ | ⑱ | 路線21-1 | →<br>11.40m | - | 56.03m | - | - | - | 56.03m | 112.06m | ○ | | |
| ⑮ | ～ | ⑯ | 路線21-2 | →<br>1.00m | - | 32.51m | - | - | - | 32.51m | 65.02m | ○ | | |
| ⑰ | ～ | ⑱ | 路線23 | →<br>1.00m | - | 73.94m | - | - | - | 73.94m | 147.88m | ○ | | |
| ⑯ | ～ | ⑱ | 路線22 | →<br>16.90m | - | 54.49m | - | - | - | 54.49m | 108.98m | ○ | | |
| ⑩ | ～ | ⑱ | 路線24 | →<br>17.00m | - | 52.72m | - | - | - | 52.72m | 105.44m | ○ | | |
| ⑭ | ～ | ㉑ | 路線28-1 | →<br>24.40m | - | 65.98m | - | - | - | 65.98m | 131.96m | ○ | | |
| ㉒ | ～ | ㉙ | 路線28-2 | →<br>26.20m | - | 38.44m | - | - | - | 38.44m | 76.88m | ○ | | |
| ㉙ | ～ | ㉛ | 路線26 | →<br>31.60m | - | 78.31m | - | - | - | 78.31m | 156.62m | ○ | | |
| ⑧ | ～ | ⑩ | 路線6 | →<br>17.50m | - | 35.48m | - | - | - | 35.48m | 70.96m | ○ | | |
| ⑥ | ～ | ⑧ | 路線4 | →<br>22.90m | - | 36.36m | - | - | - | 36.36m | 72.72m | ○ | | |
| ④ | ～ | ⑥ | 路線2 | →<br>14.20m | - | 40.85m | - | - | - | 40.85m | 81.70m | ○ | | |
| ⑩ | ～ | ⑫ | 路線8 | →<br>33.60m | - | 36.25m | - | - | - | 36.25m | 72.50m | ○ | | |
| ⑨ | ～ | ⑲ | 路線7 | →<br>34.30m | - | 49.65m | - | - | - | 49.65m | 99.30m | | | |
| ⑪ | ～ | ⑫ | 路線9 | →<br>35.50m | - | 58.61m | - | - | - | 58.61m | 117.22m | ○ | ○ | |
| ⑫ | ～ | ⑱ | 路線10 | →<br>4.70m | - | 37.80m | - | - | - | 37.80m | 75.60m | ○ | ○ | |
| ① | ～ | ② | 路線1-1 | →<br>5.30m | - | 47.46m | - | - | - | 47.46m | 94.92m | | | |
| ② | ～ | ③ | 路線1-2 | →<br>9.60m | - | 47.46m | - | - | - | 47.46m | 94.92m | | | |
| ③ | ～ | ④ | 路線1-3 | →<br>20.70m | - | 70.26m | - | - | - | 70.26m | 140.52m | | | |
| ⑤ | ～ | ⑥ | 路線3 | →<br>19.60m | - | 74.08m | - | - | - | 74.08m | 148.16m | | | |
| ⑦ | ～ | ⑧ | 路線5 | →<br>25.60m | - | 77.25m | - | - | - | 77.25m | 154.50m | | | |
| ㉕ | ～ | ㉖ | 路線30 | →<br>- | - | - | - | - | 43.79m | 43.79m | 43.79m | ○ | | 取付管カメラ調査実施 ※２箇所分計上 |
| ㉗ | ～ | ㉘ | 路線31 | →<br>17.60m | - | - | - | 21.00m | - | 21.00m | 21.00m | ○ | | 取付管カメラ調査実施 |
| ㉖ | ～ | ⑬ | 路線32 | →<br>1.20m | - | - | - | 17.00m | - | 17.00m | 17.00m | ○ | | 取付管カメラ調査実施 |
| ㉖ | ～ | ⑲ | 路線15-1 | →<br>27.60m | - | 66.97m | - | - | - | 66.97m | 133.94m | | | |
| ㉕ | ～ | ㉔ | 路線15-2 | →<br>22.40m | - | 58.00m | - | - | - | 58.00m | 116.00m | | | |
| ㉔ | ～ | ㉑ | 路線16 | →<br>29.90m | - | 40.10m | - | - | - | 40.10m | 80.20m | | | |
| ⑳ | ～ | ㉘ | 路線18 | →<br>29.20m | - | 50.22m | - | - | - | 50.22m | 100.44m | ○ | ○ | |
| ㉑ | ～ | ㉒ | 路線17-1 | →<br>30.60m | - | 47.00m | - | - | - | 47.00m | 94.00m | ○ | ○ | |
| ㉒ | ～ | ㉑ | 路線17-2 | →<br>22.90m | - | 65.05m | - | - | - | 65.05m | 130.10m | ○ | ○ | |
| ㊷ | ～ | ㊶ | 路線11-1 | →<br>32.40m | - | 45.00m | - | - | - | 45.00m | 90.00m | | | |
| ㊶ | ～ | ㊵ | 路線11-2 | →<br>28.40m | - | 44.00m | - | - | - | 44.00m | 88.00m | | | |
| ㊸ | ～ | ㊲ | 路線12 | →<br>30.60m | - | 73.09m | - | - | - | 73.09m | 146.18m | | | |
| ㊲ | ～ | ㊹ | 路線14 | →<br>24.80m | - | 33.53m | - | - | - | 33.53m | 67.06m | | | |
| ㉙ | ～ | ㉚ | 路線13-1 | →<br>26.80m | - | 68.00m | - | - | - | 68.00m | 136.00m | | | |
| ㉘ | ～ | ㉗ | 路線13-2 | →<br>22.90m | - | 67.30m | - | - | - | 67.30m | 134.60m | | | |
| ㉙ | ～ | ㉘ | 路線19-1 | →<br>30.20m | 63.00m | - | - | - | - | 63.00m | 63.00m | | | |
| ㉙ | ～ | ㉘ | 路線19-2 | →<br>29.90m | 70.10m | - | - | - | - | 70.10m | 70.10m | | | |
| ㉘ | ～ | ⑱ | 路線20-1 | →<br>26.40m | 71.90m | - | - | - | - | 71.90m | 71.90m | ○ | ○ | |
| 合計 | | | | | 357.62m | 1722.19m | 10.30m | 38.00m | 43.79m | 2171.90m | 3894.09m | 1176.65m | 589.26m | |
| カメラ調査実施路線延長 | | | | | 1176.65m | | 清掃実施延長<br>※MPDパイプは2回実施 | | 589.26m | ※ロジオドレーンφ50及び周辺φ150：取付管カメラ調査を実施。<br>延長があるため２箇所計上+各路線1箇所ずつ(計４箇所) | | | | |

# 【カメラ調査実施路線図】

平 面 図（里塚地区）
S=1:1000

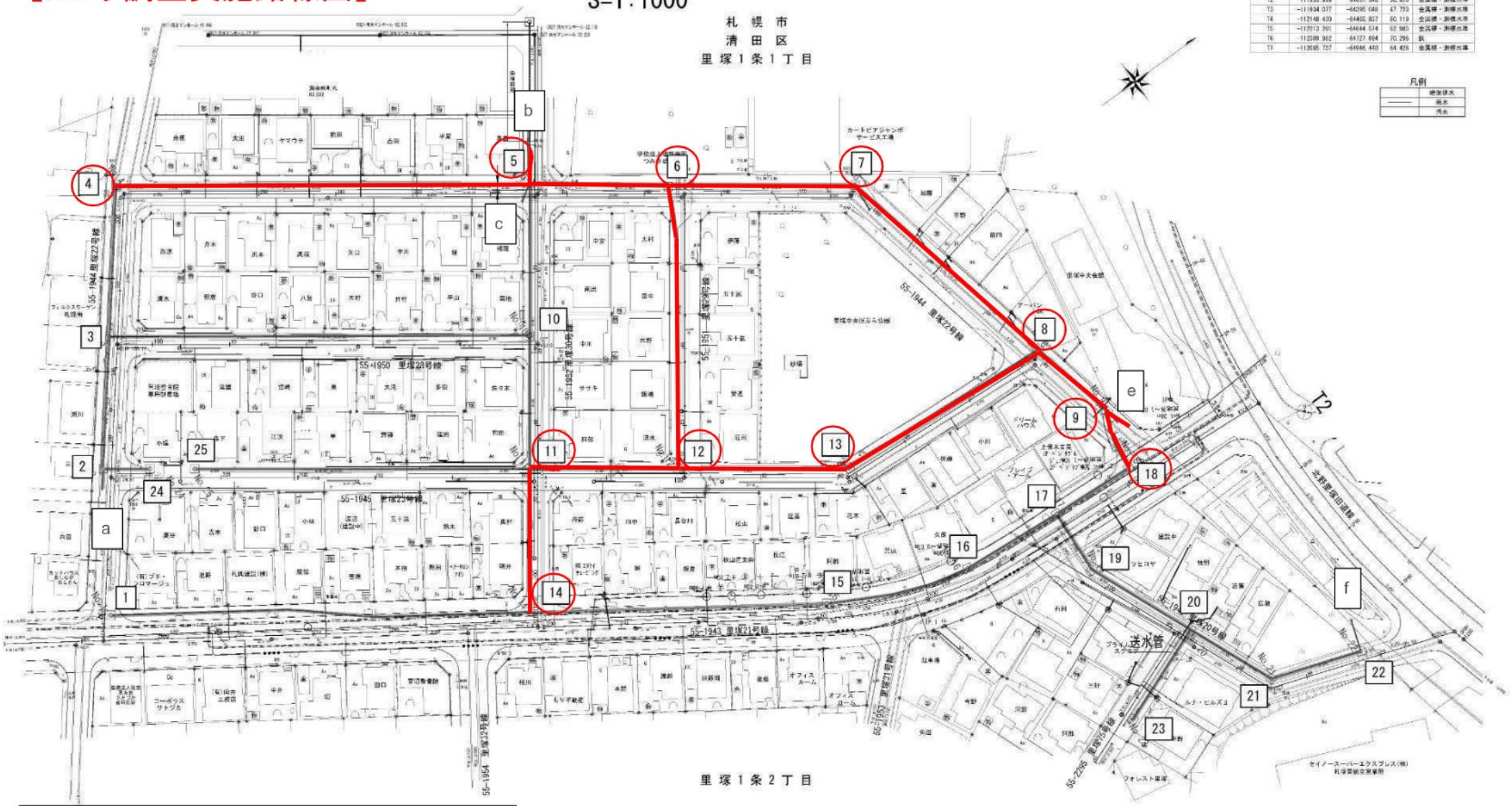


3級基準点成果表

| 点名 | X座標 | Y座標 | 標高 | 種別・備考 |
|---|---|---|---|---|
| T1 | -111828.022 | -64847.223 | 72.388 | 金属標・測標水準 |
| T2 | -111933.969 | -64657.540 | 58.920 | 金属標・測標水準 |
| T3 | -111934.077 | -64395.048 | 47.723 | 金属標・測標水準 |
| T4 | -112148.430 | -64465.837 | 60.119 | 金属標・測標水準 |
| T5 | -112213.201 | -64644.574 | 62.985 | 金属標・測標水準 |
| T6 | -112389.962 | -64727.694 | 70.296 | 鋲 |
| T7 | -112085.737 | -64946.440 | 64.428 | 金属標・測標水準 |

凡例

| | |
|---|---|
| | 地面排水 |
| ——— | 雨水 |
| | 汚水 |

【R8実施数量】
・テレビカメラ調査工（L=559m）
・マンホール点検工（N=11基）
・取付管カメラ調査工（N=1箇所）

令和8年度
滑動崩落対策施設 カメラ・清掃業務
図面名称 平面図（里塚地区）

| 課長 | 係長 | 担当者 | 担当者 | 検尺 | 清掃番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 図示 | |

# 【清掃実施路線図】

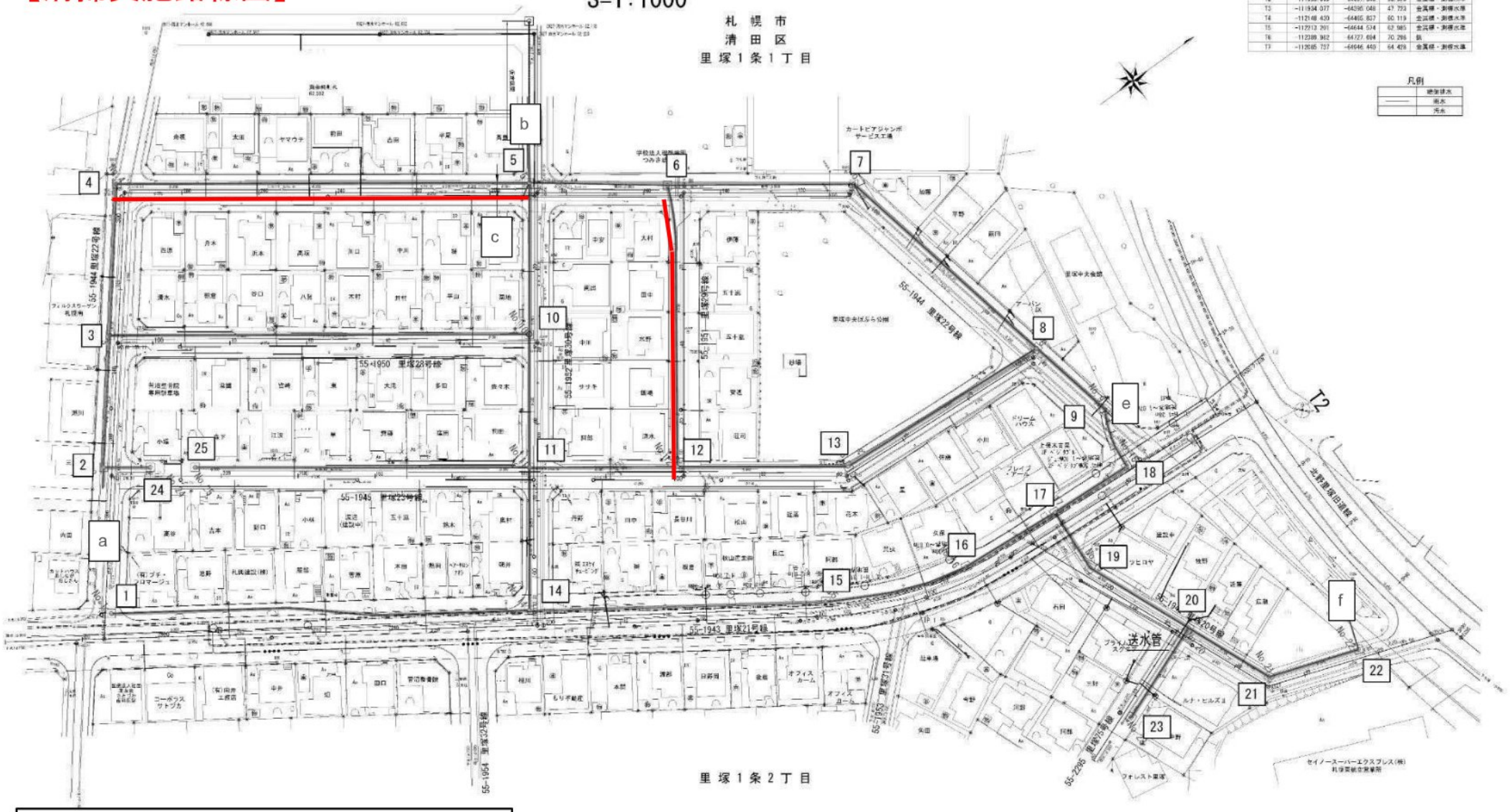


【R8実施数量】
・清掃実施延長（L=180m）

令和8年度
滑動崩落対策施設 カメラ・清掃業務
図面名称 平面図（里塚地区）

| 課長 | 係長 | 設計者 | 製図者 | 縮尺 | 図面番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 図示 | |

# 【カメラ調査実施路線図】

平 面 図（美しが丘地区）

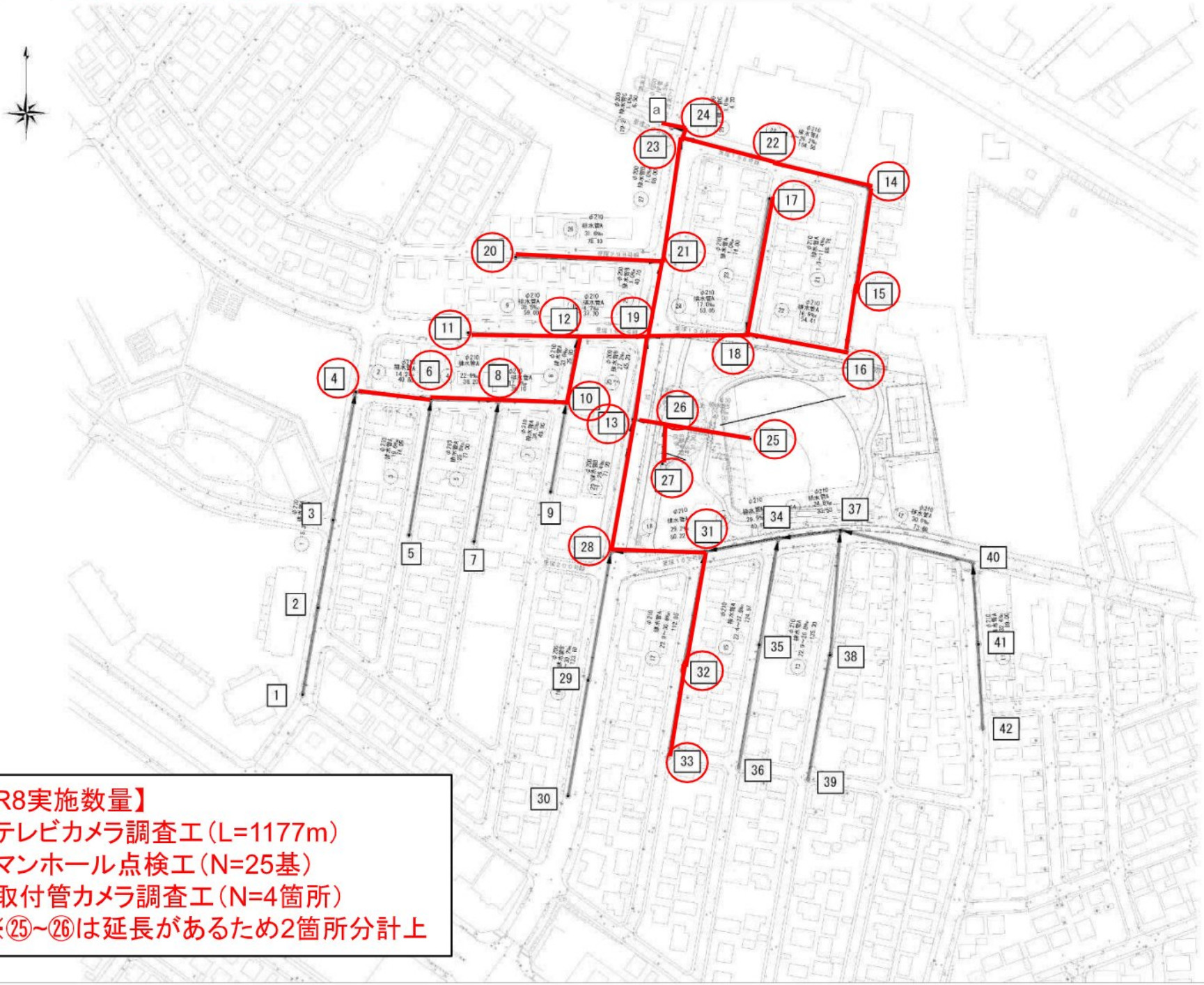


凡 例

| 記 号 | 名 称 |
|---|---|
| 1 φ200 3.6 ‰ 75.00 m | 青 線 番 号 形 状 (m) 電 配 (‰) 延 長 (m) |
| | 本工事施工区間 |
| | 施工区間外 |
| | 1号マンホール |
| | 2号マンホール |
| | 3号マンホール |
| 排水管A | 立体網目状集排水管 |
| 排水管B | 高密度ポリエチレン有孔管 |
| 排水管C | 硬質塩化ビニル管(VP) |

【R8実施数量】
・テレビカメラ調査工（L=1177m）
・マンホール点検工（N=25基）
・取付管カメラ調査工（N=4箇所）
※㉕~㉖は延長があるため2箇所分計上

令和8年度

滑動崩落対策施設 カメラ・清掃業務

図面名称 平面図（美しが丘地区）

| 課 長 | 係 長 | 設計者 年月 | 測量者 年月 | 縮 尺 | 図面番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1:1000 | |

# 【清掃実施路線図】

## 平 面 図（美しが丘地区）

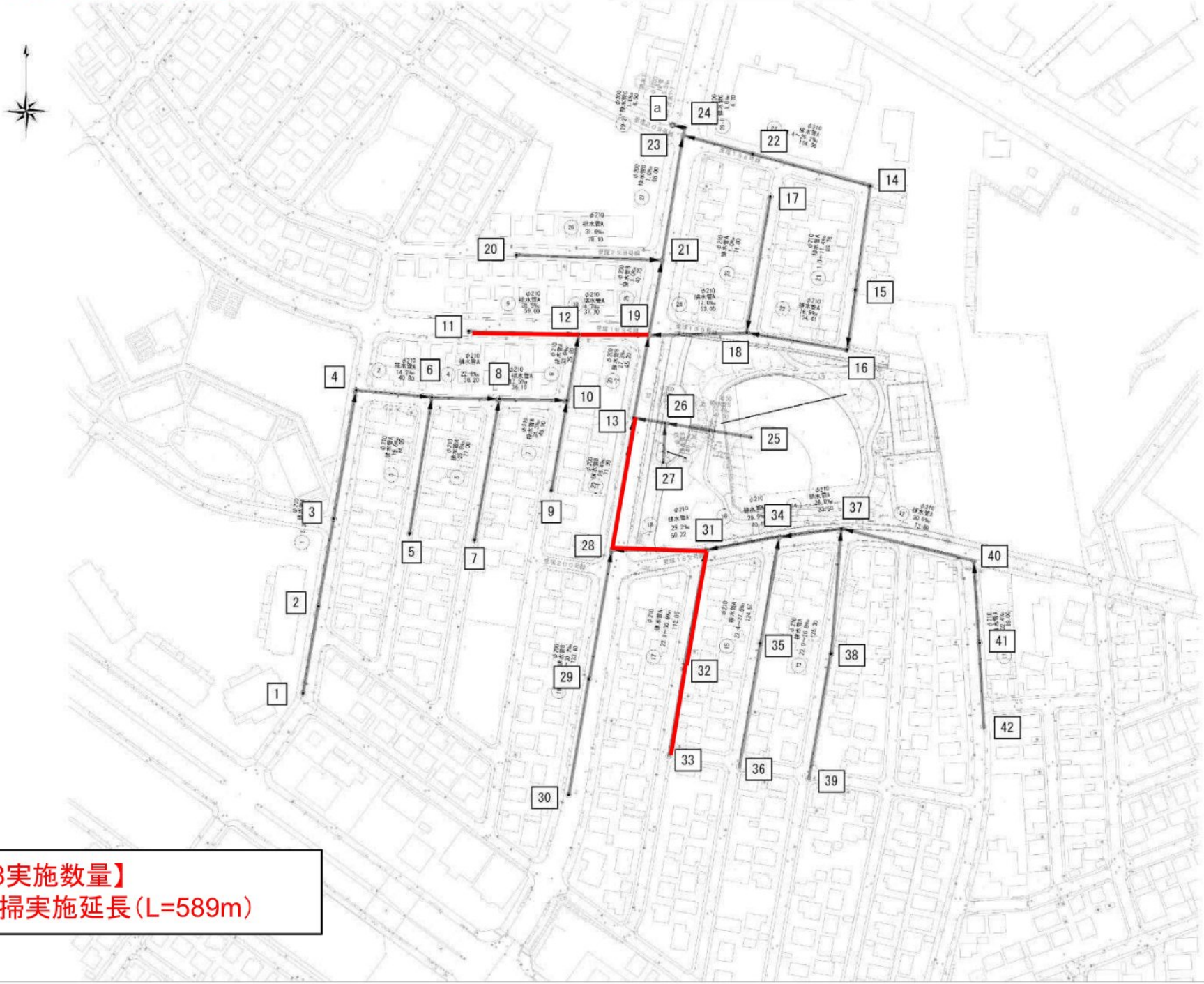


凡 例

| 記 号 | 名 称 |
|---|---|
| 1 φ200 3.6 ‰ 75.00 m | 青 線 番 号 形 状 (m) 電 配 (‰) 延 長 (m) |
| | 本工事施工区間 |
| | 施工区間外 |
| | 1号マンホール |
| | 2号マンホール |
| | 3号マンホール |
| 排水管A | 立体網目状集排水管 |
| 排水管B | 高密度ポリエチレン有孔管 |
| 排水管C | 硬質塩化ビニル管(VP) |

令和8年度

滑動崩落対策施設 カメラ・清掃業務

図面名称 平面図（美しが丘地区）

| 課 長 | 係 長 | 設計者 年月 | 測量者 年月 | 縮 尺 | 図面番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1:1000 | |

【R8実施数量】
・清掃実施延長（L=589m）